

令和8年度多文化共生の地域づくり事業 募集要項

1 趣旨

この事業は、日本人と外国人が共生する地域づくりを促進するため、地域住民の多文化共生の意識醸成を図り、日本人と外国人は共に学ぶワークショップ等をモデル的に実施する市町村の取組を支援するものです。

この事業では、県内の団体（国際交流協会、NPO法人、地域コミュニティ組織、ボランティア団体、その他営利を目的としない活動を実施している任意団体、企業、大学等（以下「団体等」という。））と市町村が協働して実施する日本人と外国人が共生する地域づくりの取組みを支援します。

- ・ 3の対象となる取組内容に沿って、市町村と団体等がそれぞれの特性を生かして協働で多文化共生の地域づくりに取り組んでいただくものです。
- ・ 協働で事業実施を希望する団体等（2「応募できる団体等」参照）は、市町村の多文化共生担当課（以下「担当課」という）に事業の企画を提案し、事業内容等について両者の協議を整えて、連名で申請していただきます。（4ページ9(4)「担当課との事前協議」参照）

協働とは … 共通の目標の実現のため、関係者が互いを理解し、それぞれの特性を活かしながら互いの自主性と自立性を尊重し、対等な関係の構築を図りつつ、責任と役割を共有・分担し、協力・協調し、成果を共有すること。

2 応募できる団体等

応募できるのは、県内の国際交流協会、NPO法人、地域コミュニティ組織、ボランティア団体、その他非営利活動に取り組む任意団体、企業、大学等で、次の(1)~(5)の全ての要件を備えている団体と協働する市町村です。

また、複数の団体による共同事業体の応募もできます。この場合、共同事業体の幹事団体は、次の要件を備えており、構成団体も(2)を除く要件を備えていることが必要です。

- (1) 定款や規約等を有し、責任者が明確で、独立した経理を行っていること
- (2) 県内に事務を行う場所を有し、県内で1年以上の営利を目的としない活動実績があること
なお、任意団体を法人化した場合は、任意団体の活動歴も含めます。
- (3) 実施しようとする事業内容が、定款や規約等に適合していること
(NPO法人にあっては、応募時にこれが確認できない場合、事業採択後に定款変更認証申請を行うこと。)
- (4) NPO法人にあっては、特定非営利活動促進法第29条第1項に定める事業報告書等を所轄庁に提出していること
- (5) 次のいずれにも該当しないこと
 - ア 宗教活動や政治活動を目的とする団体
 - イ 特定の公職者（候補者を含む。）又は政党を推薦・支持・反対することを目的とする団体
 - ウ 暴力団

- エ 役員等が、暴力団員等であると認められる団体等
 - オ 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等
 - カ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等
 - キ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等
 - ク 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等
 - ケ 役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等
- (6) 上記(5)に掲げる用語の意義は、以下に定めるところによります。
- ア 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 暴力団員等 鹿児島県暴力団排除条例(平成26年鹿児島県条例第22号)第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。
 - ウ 団体等 法人その他の団体又は個人をいう。
 - エ 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ① 法人にあっては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等(営業所、事務所その他これらに準じるものをいう。)を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - ② 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他①に掲げる者と同等の責任を有する者
 - ③ 個人にあっては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
- ※ 共同事業体で応募する場合は、次の事項に留意してください。
共同事業体を構成する団体の中から、県に対する窓口として代表団体(幹事団体)を選出すること

3 対象となる取組内容

市町村が団体等との協働により取り組むもので、かつ、次の(1)～(3)を総合的に実施するモデル的な内容とする。

- (1) 地域住民及び外国人住民等を対象とした講座の開催
多文化共生に関する意識啓発を図るため、地域住民や市町村職員等を対象に、多文化共生の概念・必要性や「やさしい日本語」をはじめとする、外国人住民への情報伝達の方法等を学ぶ講座の開催や、外国人住民が地域で安心して暮らせるようにするため、地域の情報(例:地域文化、ゴミ出しなどの生活ルール、防災情報等)を学ぶ講座の開催
- (2) 共助の仕組みづくりに向けたワークショップの開催
多文化共生の地域づくりを推進するため、地域行事(防災訓練や自治会イベント等)への交流契機となるような日本人と外国人が共に学ぶワークショップの開催
- (3) 市町村における外国人を支援する人材のネットワーク化

外国人を支援する人材に上記(1)(2)の取組に参加してもらい、地域住民や関係機関・団体、外国人住民とのネットワーク化（顔の見える関係の構築）

4 事業の実施体制

事業の実施に当たっては、必要に応じて地域における多様な主体と協働します。

※ 多様な主体の例：自治会や町内会等の地域コミュニティ組織、その他PTAやあいご会、青年団、老人クラブ、消防団等の地縁団体、NPO法人やボランティア団体、社会福祉協議会、社会福祉施設、学校、企業、商工団体等の各種団体等

5 事業費

1件当たりの事業費の額は、900千円（消費税込）を上限とします。

6 採択件数

2件

7 事業の実施期間

令和8年7月（委託契約締結日）から令和9年1月29日（金）

8 対象となる経費等

(1) 対象となる経費

対象経費は以下のとおりとします。ただし、団体等の運営に係る経常的な経費は除きます。

人件費、謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料、委託費等

(2) 対象とならない経費

- ・事務所運営費の類：事務所の光熱水費、電話代、交際費、ホームページ作成及び運営費、事務所維持人件費 など
- ・備品類等の購入経費の類：事務機器（パソコン等）、什器の購入経費 など
- ・接待に要する経費の類：弁当代、茶菓代、接待費、レセプション・打ち上げ等のパーティ経費 など
- ・その他の経費：個人への支給品代、主催者が管理する会場や道具類の使用料等またはそれに類する経費 など

※ 当該事業は、国の地方創生関係交付金を活用した事業となっています。補助対象経費等については、当該事業の交付要綱や上記のほか、地方創生関係交付金の規程等に合致したものである必要があります。

対象経費について不明な点等がありましたら、県にお問い合わせください。

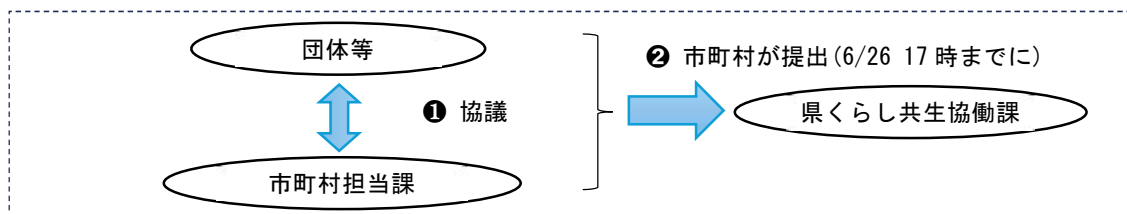
(3) 施設及び設備・備品の整備

本事業における施設や設備・備品の整備は、原則として認めません。

9 応募期間と応募方法

- (1) 応募期間
令和8年5月15日(金)～6月26日(金) 午後5時まで(必着)
- (2) 応募方法
次の(3)の提出書類を応募先(下記「17 問合せ及び応募先」参照)に郵送(信書便を含む)するか、電子メールにて御提出ください。
- (3) 提出書類
 - ア 申請書 【様式第1号】
 - イ 事業計画書【様式第2号】
 - ウ 添付資料
 - ① 団体等の定款、規約、又はこれに代わるものの写し
 - ② 団体の活動直近1年間の事業実績、及び類似案件の実績や応募事業の内容を理解するために参考となる資料
 - ③ 共同事業体応募構成届出書【様式第3号】(※共同事業体で応募の場合のみ)

※ 提出書類の様式は、県のホームページに掲載していますので御利用ください。
[総合トップ>一般・県民の方々>くらし・環境>共生・協働(NPO等)>多文化共生 >多文化共生の地域づくり事業]
- (4) 市町村担当課との事前協議
事業実施を希望する団体等は、市町村の多文化共生担当課との協議が必要です。
応募に向けた市町村担当課との協議を早めに開始してください。



10 審査・選考方法

- (1) 審査・選考
審査及び選考は、県において書類審査により行います。
- (2) 事業内容等の確認
審査の過程で、申請内容に不明な点がある場合は、電話等で確認させていただくことがあります。
- (3) 選考結果
選考結果は、全ての応募団体に対し、文書で通知します。なお、採択に当たって、実施方法や事業費等について、条件を付す場合があります。

11 審査基準

- (1) 事業目的の的確性
 - ・ 事業の目的が明確で地域住民と地域で暮らす外国人との交流が促進されるものであること
 - ・ 地域住民等の多文化共生に関する意識啓発が図れるものであること
 - ・ 地域の実情に応じた外国人支援の取組に資するものであること
 - ・ 他の地域や団体のモデルとなるものであること
- (2) 事業内容の実現性
 - ・ 事業内容に具体性があり、実現可能であること
 - ・ 事業を円滑に実施できる体制を有していること
- (3) 事業実施方法の妥当性
 - ・ 市町村との役割分担が明確かつ妥当であること
 - ・ 団体等の特性を活かすことができるものであること
 - ・ 必要に応じて多様な主体と協働して実施するものであること
- (4) 事業の継続性
 - ・ 事業終了後も、事業成果を活かした取組が行われることが見込まれること
- (5) 事業費の妥当性
 - ・ 所要経費の積算が、事業内容に対し妥当なものであること など

12 事業の実施

- (1) 事業実施に向けた協議（事業採択後の協議）

事業を採択された団体等（以下「事業実施者」という。）は、市町村担当課及び県と実施に向けた協議を行い、委託業務に係る仕様を確定させます。

また、協議の結果、事業内容の一部が変更・修正される場合があります。

なお、協議が不調に終わった場合は、次点の評価を得た団体を契約候補者とする場合があります。
- (2) 見積書等の提出

事業実施者は、事業費の見積書と下記の書類を県に提出します。

（共同事業体の場合は、全ての構成団体についても下記の書類を提出すること）

ア 「鹿児島県が行う契約からの暴力団排除措置に関する要綱」（平成23年9月27日付け生文第197号）の規定に基づく「誓約書」及び「役員等名簿」【様式第4号】

イ 任意団体については、「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者等に該当しないことを確認した旨の書面」及び「団体の目的等についての確認書」〔様式は別途提示〕

ウ 県税の納税証明書（各地域振興局・支庁の県税課（鹿児島地域振興局は県税管理課）で発行します。）
- (3) 契約の締結

県と事業実施者との間で、鹿児島県契約規則に基づき業務委託契約を締結します。
- (4) 事業実績報告

事業実施者は、事業終了後、市町村担当課と連名で事業実績報告書【様式第5号】を提出します。
- (5) 事業費の支払い

事業費の支払いは、原則として履行確認後（事業完了検査後）に行います。

ただし、前金払が必要な場合は、その割合等を契約時に取り決めます。

13 会計処理等

- (1) 会計区分
本事業の会計は、実施事業者の他の経理と明確に区分するものとします。
- (2) 会計帳簿類の保管
会計帳簿類（証拠書類を含む。）を、本事業の完了した年度の翌年度から5年間、県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保管するものとします。
- (3) 財産の管理
 - ア 事業完了後の財産の帰属
事業の成果品は原則として委託元である県に帰属しますが、協働事業の場合、受託者等が相応の経費負担をする場合があり、その場合の成果物の帰属は仕様書等に定めることとします。
 - イ 財産の管理及び使用
本事業により取得し、又は効用の増加した財産の本事業完了後の管理については、契約の中で団体等と県が取り決めます。
なお、財産は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、事業目的を踏まえた有効な活用を図るものとします。

14 情報公開・情報提供

- (1) 県における情報公開等
事業の実施状況及び実績の概要等を県のホームページ等で広く紹介します。
- (2) 実施事業者における情報提供
実施事業者は、活動状況等について積極的な情報公開・情報提供を行うものとします。

15 事業のスケジュール

募集	令和8年5月15日(金)～令和8年6月26日(金) 午後5時まで(必着)
審査 ・ 選考等	【令和8年7月】 ○ 応募事業の審査による実施事業の採択 ○ 選考結果の通知、公表 ○ 事業の委託契約の締結
事業実施	【令和8年7月(委託契約締結日)～令和9年1月29日(金)】 ○ 仕様書に沿って事業実施 ○ 事業の完了、完了検査の実施
	【令和9年2月12日(金)】 ○ 事業実績報告書の提出

17 問合せ及び応募先

鹿児島県男女共同参画局 暮らし共生協働課 多文化共生推進班
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 鹿児島県庁行政庁舎9階
電話：099-286-2546 FAX：099-286-5524
Email：co-exist@pref.kagoshima.lg.jp